

[任意加入の条件]

1. 退職者であること
2. 退職時に被保険者資格が2ヶ月以上あること
3. 資格喪失日から20日以内に申請書類と保険料を納付すること
(20日目が土日祝日の場合はその前日まで)

[任意継続被保険者資格の喪失事由]

1. 任意継続被保険者期間が2年に達したとき
2. 再就職により他の健康保険に加入したとき
3. 健康保険料を納期日までに納めなかったとき
4. 死亡したとき

※上記4項目以外の事由では任意継続被保険者の資格喪失をすることができません。

[上記4項目で資格喪失するときのお手続]

1. 任意継続被保険者期間が2年に達したとき
資格喪失の1ヶ月半ほど前に書面でその旨をお知らせします。さらに、資格喪失日の数日前に「資格喪失証明書」を送付いたしますので、国民健康保険への加入申請等にご利用ください。
資格喪失後、速やかに健康保険証を健保までご返却ください。
2. 再就職等により他の健康保険に加入したとき
就職が決まった旨、健保までご連絡ください。その連絡を受けて、健保から「任意継続資格喪失申出書」を送付いたしますので、記入・捺印の上健康保険証とともに健保までご提出ください。
3. 健康保険料を納期日までに納めなかったとき
毎月10日(10日が土日祝日の場合はその翌日)が納入期限となっております。10日までに納入していただけない場合は翌11日に資格喪失となります。
4. 死亡したとき
手続方法についてご案内させていただきますのでご遺族の方よりご連絡ください。

[下記の変更があった場合には速やかに健保にご連絡ください]

1. 住所、電話番号が変更したとき
2. 結婚などにより氏名変更があったとき
3. 被扶養者に異動があったとき(就職など)